

昭和二十三年十一月十一日提出  
質 問 第 四 号

強制疎開宅地並びに換地完了宅地の徴税に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十三年十一月十一日

提出者 古賀喜太郎

衆議院議長 松岡 駒吉 殿

## 強制疎開宅地並びに換地完了宅地の徴税に関する質問主意書

一、強制疎開の宅地にして目下都市区劃整理中に属するものはまだ換地未了のため貸地料を徴収し得ない事情にある。しかるに宅地租は依然納入せねばならぬ。無収入にして納税するのは不合理である。よつて強制疎開宅地にして換地未了のものは免税すべきであると考え。政府の見解如何。

一、宅地所有者にしてその市の区劃整理組合に加入したるものは換地にあたり組合費として所有面積の約三割を差引き七割の換地を受けている。しかるに納税にあつては旧面積に対して賦課されていることは不合理である。右は新面積に賦課せらるべきであると考え。政府の見解如何。

右質問する。